

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成にあたって、地域の景観資源を活かすことはまちづくりにとって重要な要素である。中でも地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる地域の景観づくりに大きな役割を果たすものです。これらの建造物や樹木のうち特に重要なもので、積極的に保全・活用が必要なものについて、景観重要建造物、景観重要樹木として指定することで、保全活用のための支援を行なうものとする。

□ 景観重要建造物の指定方針

景観形成に重要な役割を果たしている価値ある建築物や工作物などは、景観行政団体の長が、所有者等の同意を得て指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとする。

指定基準

建造物の外観の景観上の特徴が、次の項目のいずれにも該当するもので、かつ道路その他の公の場所から、容易に見ることができるもの。

- ① 建造された時代の典型様式を継承し、地域の景観を特色づけているもの。
- ② 地域の景観を先導し、ランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ③ 地域に広く愛されており、自らが守っていききたいという強い意志のもと、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行なわれているもの。

□ 景観重要樹木の指定方針

景観形成に重要な役割を果たしている価値ある樹木は、景観行政団体の長が、所有者等の同意を得て指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとする。

また、「小山市みどりのまちづくり条例」の「保存樹木等の指定」と連携した運用を検討する。

指定基準

樹木の特徴が、次の項目のいずれにも該当するもので、かつ、道路その他の公の場所から、容易に見ることができるもの。

- ① 巨木、古木又鎮守の森や平地林等のうち、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ② 地域に広く愛されており、自らが守っていききたいという強い意志のもと、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行なわれているもの。

